

新型コロナウイルス関連補助金制度等のご案内

このコーナーでは、新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けた事業者が活用できる補助金制度等についてご紹介します。経済活動が元の状態に戻るにはまだまだ時間を要します。必要な施策を効果的に活用し、健全な事業活動にお役立てください。(11月1日時点の情報です)

新型コロナウイルスの感染拡大防止に取り組む方へ

【県】中小企業等における感染拡大防止対策助成金

対象事業者	次の全ての条件を満たす企業、個人事業主、団体等 ①県内に拠点を構え事業活動を行っていること ②業界団体等が作成した感染拡大予防ガイドラインに基づく感染拡大防止対策を行っていること(業界団体が作成していない場合は、福井県の感染拡大防止対策ガイドライン) ③福井県の「感染防止徹底宣言ステッカー」を掲示していること
対象経費	7月30日以降に実施した以下の対策にかかる費用 ・飛沫感染対策費用(アクリル板・ビニールシート・フロアマーカの設置等) ・換気対策費用(換気扇の設置等) ・消毒・衛生管理費用(マスク・フェイスシールド・アルコール液の購入等) ・非接触対応費用(キャッシュレス決済機器の購入等)
支給上限額	上限10万円(下限額5万円)
補助率	4/5 ※カラオケを伴う飲食店が歌唱する場所を特定し飛沫感染防止を行う場合、5万円を上限に加算
申請期限	令和2年12月15日(火) ※当日消印有効
お問合せ先	感染拡大防止対策助成金コールセンター TEL:0776-22-3615

新たな取組みで販売促進に取り組む方へ

【国】小規模事業者持続化補助金

対象事業者	小規模事業者(製造業等で従業員20名以下、商業サービス業で従業員5名以下)
対象経費	小規模事業者が、地域の商工会議所または商工会の助言等を受けて経営計画を作成し、その計画に沿って販路開拓等に取り組む際の費用
補助上限額	(一般型)50万円(コロナ特別対応型)100万円 ※一般型は創業特例、特例事業者上乗せ、事業再開枠上乗せあり ※コロナ特別対応型は特例事業者上乗せ、事業再開枠上乗せあり
補助率	2/3(コロナ特別対応型の類型B・Cの場合は3/4) (ホームページアドレス) https://jizokukahojokin.info/
公募締切	(一般型)令和3年2月5日(金)(コロナ特別対応型)令和2年12月10日(木)
お問合せ先	福井商工会議所 創業・経営支援課 TEL:0776-33-8283

【県】展示会出展・新スタイル商談支援事業補助金(展示会等への出展支援)

対象事業者	令和2年2月から直近の月までのいずれか1か月間の売上が、前年の同じ月と比べ20%以上減少している製造業者等
対象経費	展示会や商談会(オンライン含む)への出展に係る費用
補助上限額	上限75万円
補助率	3/4
お問合せ先	福井県 産業技術課 TEL:0776-20-0370

売上減少で月々の支払いにお困りの方へ

【県】新型コロナウイルス感染症対応資金

(条件により3年間無利子) 11/1 現在

融資対象	売上減少5%以上、かつ市町でセーフティネット保証4号、5号、危機関連保証の認定を受けた中小・小規模事業者
融資限度額	4,000万円
返済期間	10年以内(据置5年以内)
貸付利率	1.0%以下(売上減少5%以上)、0.9%以下(売上減少15%以上)
利子補給要件	個人事業主は無条件、法人は売上減少15%以上
保証料	無料(ただし、売上減少5%以上の法人のみ0.425%負担あり)
お問合せ先	最寄りの金融機関、または福井県信用保証協会 TEL:0776-33-1800

【国】持続化給付金

給付対象	令和2年1月以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、前年同月比で売上(事業収入)が50%以上減少した月が存在する中小企業者
給付金額(最大)	法人企業200万円、個人事業主100万円
申請期限	令和3年1月15日(金)
申請方法	持続化給付金の申請用ホームページからの電子申請 (ホームページアドレス) https://jizokuka-kyufu.jp
提出が必要な書類	<ul style="list-style-type: none"> 前年度の確定申告書第一表の控え 売上50%減少月の売上がわかるもの 給付金の振込先口座の通帳の写し 本人確認書類の写し(個人事業主) 法人事業概況説明書の控え(法人企業) <p>※いずれの書類も電子申請時はPDF・JPG・PNGファイルのいずれかで提出する必要があります</p>
注意事項	申請対象が拡充され、これまで申請の対象外だったフリーランスなどの個人事業主や令和2年1月～3月に新規創業した事業者も申請の対象となりました。
お問合せ先	持続化給付金事業コールセンター TEL:0120-115-570(受付時間8:30～19:00、土日祝を除く)

【国】家賃支援給付金

給付対象	中堅企業、中小企業、小規模事業者、個人事業者等であり、自らの事業のために占有する土地・建物の賃料を支払っており、令和2年5月～12月において以下のいずれかに該当する者 ①いずれか1カ月の売上高が前年同月比で50%以上減少 ②連続する3ヶ月の売上高の合計額が前年同期比で30%以上減少		
給付金額(最大)	法人600万円、個人事業主300万円(半年分)		
申請期限	令和3年1月15日(金)(ホームページアドレス) https://yachin-shien.go.jp		
給付率	支払賃料(月額)	給付額(月額)	
	法人	75万円以下	支払賃料×2/3
		75万円超	50万円+(支払賃料の75万円の超過分×1/3) ※月額100万円が上限
	個人事業者	37.5万円以下	支払賃料×2/3
		37.5万円超	25万円+(支払賃料の37.5万円の超過分×1/3) ※月額50万円が上限
お問合せ先	家賃支援給付金コールセンター TEL:0120-653-930(受付時間8:30～19:00、土日祝を除く)		